

# 水資源機構かんがい排水事業

## 1. 趣旨

(1) 水資源機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等を行うことにより、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的としており、当該地域において、かんがい排水事業を実施することで、農業生産の基礎となる水利条件を整備し、水利用の安定と合理化を図ることにより、農業生産性の向上、農業構造の改善に資する。

また、自然的状況の変化等に起因して、水資源開発施設及び愛知豊川用水施設（以下、水資源開発施設等）の機能が低下しこれにより災害のおそれが広域的に生じている地域において、その機能を回復すること等により、農業生産の維持及び農家経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。

(2) 水資源開発施設等が大規模地震により被災した場合、長期の断水、代替水源の確保の困難性等から農業生産に悪影響を与えるだけでなく、地域の基幹道路等の重要公共施設及び災害時の避難路や避難施設等の重要な施設等への二次災害も懸念されている。

このため、地震防災対策強化地域に指定された地域等において、二次災害危険度及び応急復旧難易度等が高い施設を対象として、必要な水資源開発施設等の耐震対策工事等を実施することで、地震による災害の未然防止を図るものとする。

(3) 水資源開発施設等においても、石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性が良かったことから、昭和30年～50年にかけて施工された農業用管水路等において採用されている。

このため、水資源機構事業において使用された石綿を含有する製品の利用の実態、点検及び診断に基づき、必要な石綿管除去対策を講ずるものである。

## 2. 事業内容

(1) 水資源開発施設等の新築又は改築の実施

(2) 水資源開発施設等の耐震対策の実施

（耐震対策の実施にあたっては、学識経験者等で構成する第三者委員会を設置し、施設の耐震対策について評価を行う）

(3) 水資源開発施設等の石綿管除去対策の実施

## 3. 事業実施主体 独立行政法人水資源機構

## 4. 採択要件等

項目	採択要件等	補助率( )
水資源機構かんがい排水事業	原則として国営かんがい排水事業(内地)又は国営総合農地防災事業(内地)に準ずる ( ・受益面積 : 3,000(1,000)ha以上 ・末端支配面積 : 500( 100)ha以上 ( )内は畑を示す )	2/3 70% 50%
(大規模地震対策型)	1)以下の要件を併せもつもの 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域若しくは地震に係る特別措置法に基づく地震防災対策推進地域又は大規模地震の発生確率が高い地域 受益面積 : 3,000ha以上 2)事業実施期間 : 平成19年度～平成27年度	2/3 70%

(石綿管除去対策型)	1)以下の要件を併せもつもの 受益面積：20ha以上 農業用管水路の変更が必要な延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上 2)事業実施期間：平成19年度～平成27年度	50%
------------	--	-----

( )：水資源機構事業の補助率の適用に当たっては、独立行政法人水資源機構法施行令第53条第3項の規定により財務大臣との協議を了することが必要

5.平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

9,094,000(9,195,000)千円

【担当課：農村振興局 総務課 機構調整室】